

播磨町駅前町有地における駐車場運営事業者の選定に係る 公募型プロポーザル実施要領

1 目的

この要領は、播磨町駅前町有地貸付事業（駐車場）について、最も適した提案を行った委託者を選定するため、公募型プロポーザル方式による受注事業者選定（以下「プロポーザル」という。）に関して、必要な手続きを定めるものとする。

2 事業概要

播磨町は、山陽電鉄播磨町駅前の町有地について、有料時間貸駐車場として利用することを条件に、民間事業者に対して貸付けを行う。

民間事業者はその運営ノウハウを活用し、当該駐車場の効率的な利用促進と利便性の向上を図る。

- (1) 件名 播磨町駅前町有地貸付事業（駐車場）
- (2) 事業内容 別紙「播磨町駅前町有地貸付事業（駐車場）仕様書」のとおり
- (3) 履行期間 令和8年1月15日（木）から令和13年1月31日（金）までの5年間
- (4) 貸付物件

所在地	貸付面積
加古郡播磨町東本荘1丁目388番5	399㎡

※貸付面積は図面上の参考値であり、現況を優先する。

3 貸付に関する条件

- (1) 用途
有料時間貸駐車場として整備し、機械により管理を行う駐車場とする。
- (2) 対象物件の使用方法
駐車場の開場時間は24時間とする。
- (3) 最低貸付額
年額686,400円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。なお、参考見積書（価格提案書）の金額が提示している額に満たない場合は、失格とする。

4 参加資格要件

プロポーザルに参加できる者は次に掲げる要件のすべてを満たす者とし、本町がその資格を認めた者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

- (2) 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者又は当該業務への参加表明前6か月以内に手形、小切手の不渡りを出した者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てを行っている者でないこと。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てを行っている者でないこと。
- (5) 町契約からの暴力団排除に関する要綱（平成24年要綱第45号）に規定する暴力団等でないこと。
- (6) 法人税、消費税及び地方消費税、町税の未納がないこと。
- (7) 過去5年間（令和3年度～令和7年度）に同種同様の業務実績があること。
- (8) 十分な業務遂行能力を有し、適正な執行体制を有すること及び播磨町の指示に柔軟に対応できること。

5 日程

内容	期間等
実施要領の公表	令和7年10月1日（水） ※播磨町公式ホームページ上で公開
質疑受付期限	令和7年10月10日（金）16時まで
質疑回答日	令和7年10月14日（火）15時
企画提案書等の提出期限	令和7年10月27日（月）17時まで
1次審査	令和7年10月下旬
1次審査結果通知	審査を実施したすべての事業者に対して通知。
2次審査 （プレゼンテーション）	令和7年11月7日（金）
2次審査結果通知	選定委員会終了後1週間以内に、審査を実施したすべての事業者に対して通知。

6 企画提案に係る質疑について

- (1) 実施要領もしくは仕様書に関する質疑がある場合は、質疑書（様式第5号）に基づき、電子メールで提出すること。（sangyo@town.harima.lg.jp）
なお、メールの件名については、[播磨町駅前町有地における駐車場運営事業質疑（事業者名）]と記載すること。また、メール送信後は電話にて受信確認を行うこと。
- (2) 質疑受付期限は令和7年10月10日（金）16時までとする。
- (3) 質疑への回答については、令和7年10月14日（火）15時に播磨町ホームページに

掲載する。なお、質問を行ったものの事業所名は公表しないものとする。

7 企画提案書等の作成要領

(1) 提出する書類の規格は、A4判縦長（A3判は横折込）サイズとし、下記の【提出書類】①から⑦の順で編纂したものを1つのファイルにまとめ提出すること。

(2) 企画提案書は、1者1案とし、PRしたいポイントや記載内容の理由・背景など、提案趣旨を明確に示し、まとめること。（提示を求められていない資料を添付するなど過大とならないように留意すること。）

(3) 「播磨町駅前町有地における駐車場運営事業仕様書」の業務内容を踏まえること。

【提出書類】（①～⑧の順に編纂）

①提案参加申込書（様式第1号）

②会社概要（様式任意：1枚）以下の項目は必ず記載すること。

・事業者名 ・本社所在地 ・技術者数 ・業務内容

③過去（令和3年度～令和7年度）の同種同様業務の業務実績調書（様式第2号）

※全て記載し、直近の5件以内実績については、契約書の写しを添付すること。

④業務の実施体制（様式第3号）

⑤配置予定者調書（様式第4-1号、4-2号）

⑥企画提案書（様式任意）

⑦見積書及び内訳書（様式任意）

※貸付料の見積書の金額は、税込み価格（消費税及び地方消費税）で記載すること。この金額が「2 最低貸付額」に示す額に満たない場合は失格とする。

⑧直近1年間分の納税証明書の写し（法人税、消費税及び地方消費税、町税を滞納していないことを証明する書類）

8 企画提案書等の提出期限等

(1) 提出期限 令和7年10月27日（月）17時まで

(2) 提出部数 紙媒体（1部）及び電子データ（PDF形式）

※紙媒体（1部）に契約権限受任者印の押印をすること。

(3) 提出方法（必ず下記2通りで提出すること）

① 印刷物は、持参（土日祝及び時間外は受け付けない。）又は郵送による。なお、郵送により提出する場合は、提出期限までに必着のこと。

② 電子データ（PDF形式）は、電子メールとする。電子メールの件名は、「播磨町駅前町有地における駐車場運営事業提案参加申込書等（事業者名）」とすること。

(4) 提出場所：播磨町 住民協働部 産業環境課 産業経済係（担当：相田）

〒675-0182 兵庫県加古郡播磨町東本荘1丁目5番30号

9 企画提案の選定予定日等

(1) 1次審査：提出書類（企画提案書等）の内容により上位3者以内を選定する。

日 時：令和7年10月下旬予定

※1次審査の結果については、審査を実施したすべての事業者に対して「提案参加申込書（様式第1号）」に記載された【本件業務に係る担当者連絡先】E-mailアドレスへメールにより通知する。なお、審査結果についての異議申し立ては受け付けない。

(2) 2次審査：1次審査の入選者によるプレゼンテーションによる審査とする。

日 時：令和7年11月7日（金）予定

※時間、場所等の詳細については別途連絡する。

- ・企画提案書等に沿って提案事項について説明すること。
- ・参加者は3名以内とし、配置予定の主任技術者及び主たる担当者を同席させること。
- ・持ち時間は30分（プレゼンテーション15分、質疑応答15分程度）とする。
- ・企画提案書等に沿って提案事項について説明すること。（追加資料の提出は認めない。）
- ・スクリーン及びプロジェクターは町で用意するが、パソコン等の機器は持参すること。

10 審査方法及び審査項目

播磨町職員による選定委員会を設置し、選定委員それぞれが下記により採点し、集計したものを得点とする。

1次審査は下記の審査項目1から7までの合計得点の上位3者以内を入選者とし、2次審査は1次審査の結果に審査項目8の審査結果を加えた合計得点が最上位の者を優先交渉権者とする。

合計得点が同点の場合は、2次審査の点数が高い者を優先交渉権者とする。ただし、全選定委員の評価点合計が満点の6割に満たない場合は失格とする。

参加事業者が1者の場合においては、審査項目番号7の見積額の評価点を総合点から除いた点数を満点とし、総合得点が満点の6割に満たない場合は失格とする。

【審査項目とその割合及び区分】

審査項目	配点	区分	
1 業務の実績	10点	1次 審査	2次 審査
2 業務実施方針	10点		
3 管理体制、安全・防犯対策、コンプライアンス	10点		
4 レイアウト、利用料金・利用方法	10点		
5 苦情処置・トラブル対応の体制、事故・停電・災害の対応	10点		
6 自由提案（利用者へのサービス、地域貢献等）	20点		
7 貸付料（見積書（価格提案書））	20点		
8 プレゼンテーション	50点	—	

合計	140点
----	------

11 2次審査結果の通知

- (1) 企画提案のプレゼンテーション実施後、1週間以内に文書で通知する。
- (2) 審査結果についての異議申し立ては受け付けない。

12 企画提案に要する経費等

- (1) 企画提案書等の作成経費や旅費等の必要経費等は参加者の負担とする。
- (2) 提出された提案書等は、審査結果に関わらず返却しない。

13 提出先・問い合わせ先

〒675-0182 兵庫県加古郡播磨町東本荘1丁目5番30号

播磨町住民協働部産業環境課産業経済係（担当：相田）

TEL 079-435-0304（直通） FAX 079-435-1169

Eメール：sangyo@town.harima.lg.jp